

# 一般社団法人日本准看護師連絡協議会定款

役員となるものの職務は、下記のとおり当会定款第5章役員の第24条・第25条に定められている。

## (理事の職務及び権限)

**第24条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順位により、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

## (監事の職務)

**第25条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。